

隅田クラブ(五條) 重要事項説明書

1.事業者の概要

有限会社 アクトケアシステム
和歌山県橋本市隅田町真土325-1
取締役 江藤 友則 電話番号 0736-33-4105

2.事業所の概要

隅田クラブ(五條) 事業所番号 2970700510
奈良県五條市今井4丁目1-1
管理者 大村 純子 電話番号 0747-26-2800
サービス提供地域 五條市(大塔町を除く)

3.事業の目的及び運営方針

(目的) 有限会社アクトケアシステムが設置する隅田クラブ(五條)(以下「事業所」という)において実施する地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保する為に必要な人員及び運営管理に関する事項を定めることにより、事業の円滑な運営管理をはかるとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適正な事業を提供することを目的とする。

(方針) 事業所は利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を送れるよう、必要な日常生活のサポート及び機能訓練を行う。利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
また、利用者の意思及び人格を尊重し、事業に当たっては利用者の所在する市町村・居宅介護支援事業者・地域包括支援センター・保健・医療・福祉サービスとの連携に努める事とする。

(2)事業所の職員体制・業務内容

管理者	管理業務	1名
生活相談員	生活相談業務	1名以上
介護職員	介護業務	2名以上
機能訓練指導員	機能訓練指導等	1名以上
看護師	バイタルチェック	訪問看護師連携

(3) 事業所の設備の概要 ・利用定員(15名)・静養ベッド(1台)・機能訓練室(53㎡)・相談室

(4) 営業日 月～金曜日(祝日営業) 営業時間 8:00～17:00
但し、お盆休み(約3日間) 12月29日から1月4日までは除く

(5) サービス提供時間

【地域密着型通所介護/介護予防・日常生活支援総合事業 従前相当・緩和型サービス】
(1単位目)8:30～12:00 (2単位目)13:00～16:30 (各3～3時間30分)
【介護予防・日常生活支援総合事業 短期集中通所サービス】
(1単位目)8:30～12:00 (2単位目)13:00～16:30 (各2時間)

4.サービス内容

①健康状態観察 ②日常生活動作訓練・指導 ③身体介護 ④送迎 等

5.サービスの利用方法

居宅サービス計画の作成を依頼している介護支援専門員とご相談ください。事業所職員が訪問、アセスメント・利用案内・重要事項説明をおこないます。契約を結び、サービスの提供を開始します。

6.料金 (1割負担の場合)

①地域密着型通所介護利用料

	3時間以上～4時間未満	
要介護度1	1回	¥416
要介護度2	1回	¥478
要介護度3	1回	¥540
要介護度4	1回	¥600
要介護度5	1回	¥663
機能訓練加算	1回	¥56
提供体制加算	1回	¥6

※ 上記合計額に、介護職員処遇改善加算 8%が加算されます。

② 五條市

(従前相当)A6

事業対象者・要支援1 (週1回程度)	1～4回/月	1回	¥436
	5回以上/月	月	¥1798
事業対象者・要支援2 (週2回程度)	1～8回/月	1回	¥447
	9回以上/月	月	¥3621

(緩和型)A7

【3～4時間】	事業対象者・要支援1 (週1回程度)	1～4回/月	1回	¥241
		5回以上/月	月	¥999
	事業対象者・要支援2 (週2回程度)	1～8回/月	1回	¥248
		9回以上/月	月	¥2013
【2～3時間】	事業対象者・要支援1 (週1回程度)	1～4回/月	1回	¥180
		5回以上/月	月	¥749
	事業対象者・要支援2 (週2回程度)	1～8回/月	1回	¥186
		9回以上/月	月	¥1509

(短期集中型通所サービス)サービスC

事業対象者・要支援1	週1回程度 3カ月	無料
事業対象者・要支援2	週2回程度 3カ月	
訪問生活機能評価	月1回	

要介護(事業対象者・要支援)区分が変更された場合は、変更後の区分に基づく利用料金に変更されます。

上記の他、教養娯楽にかかる費用等は自己負担となります。

規定回数(自立・週0回)(支援1・週1回)(支援2・週2回)以上利用された場合、超過分は10割負担となります

③交通費

通常の事業の実施地域を越えて行なう事業に要する送迎費用は、事業地域実施区域を越えた地点から5キロメートルあたり100円とします。

(2) キャンセル料

サービス提供中止となる場合は、至急ご連絡ください。利用者様がサービス実施日の24時間前までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合事業者は、利用者に対して料金の全部または一部を請求する場合があります。

連絡時期	キャンセル料
本サービス実施予定時間の24時間前まで	無料
本サービス実施予定時間の24時間以内まで	サービス利用料の1割

(3) 支払方法

銀行口座振替 (もしくは現金集金)

毎月、15日迄に前月分の利用明細により案内、集金後領収証を発行します。

7.緊急時の対応

事業者は、現に当該サービス提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合は、家族または＜緊急連絡先＞へ連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じてまいります。

8.事故発生時の対応

事業者は、現に当該サービスの提供を行っているときに不測の事故が生じた場合は、家族または＜緊急連絡先＞へ連絡するとともに、状況に応じて主治医または歯科医師に連絡を取る等速やかに必要な措置を講じてまいります。

9.事故補償

事業者は、サービス提供に際し事故が発生しないよう最善を尽くします。但し、高齢者の特性上、皮膚の「発赤」「内出血」「表皮剥離」等発生しやすい素地がある事について、あらかじめご了承ください。事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、事業所が加入している「損害賠償保険」の範囲内で賠償させていただきます。

10.. 秘密の保持

事業所は、サービスを提供する中で知り得た利用者様・ご家族の情報を了解なしに他人に漏らすことはありません。

11.. 個人情報の使用

以下の場合において、個人情報を使用させていただきます。あらかじめご了承ください。

- ・介護関係者連携（ケアマネジャー・担当者会議など）
- ・主治医連携

個人情報・・・氏名・住所・健康状態・病歴・その他 利用者・家族に関する情報

12.高齢者虐待防止に向けた取り組み

事業所は、利用者の人権擁護を推進、虐待発生・再発を防止するため次の措置を講じます。

- | | |
|------------------------|-------|
| ① 虐待防止委員会 | 定期開催 |
| ② 虐待防止に向けた指針整備 | 掲示 |
| ③ 虐待防止に関する啓発・研修 | 年1回以上 |
| ④ 前3号に掲げる措置を実施するための担当者 | 管理者会議 |

13.非常災害対策

- | | |
|------------------------|------------------|
| ① 防火教育及び基本訓練(消化・通報・避難) | 年1回以上 |
| ② 利用者を含めた総合訓練 | 年1回以上 |
| ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底 | 随時 |
| ・防災時の対応 | 自衛消防隊により災害時対応します |
| ・防災設備 | 自動火災感知設備、消火器 |
| ・防火責任者 | 防火管理責任者 江藤 友則 |

14.サービス内容に関する苦情

- | | | |
|----------------------------------------------|--------|-----------------|
| ① 利用者相談・苦情担当 | 藤田 貴美子 | 電話 0747-26-2800 |
| ② その他、当事業所以外に管轄市役所・国民健康保険連合会に相談・苦情窓口もごございます。 | | |
| 五條市役所 あんしん福祉部 介護福祉課 | | 電話 0747-22-4001 |
| 奈良県国民健康保険団体連合会 | | 電話 0744-29-8311 |

15.提供するサービスの第三者評価の実施状況について

本重要事項説明書の説明時においては実施していません。